

横浜市資事指令第1045号
令和7年4月1日

許可番号 第05620004313号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 J&T環境 株式会社
代表取締役 長谷場 洋之 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

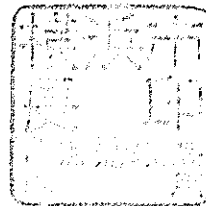
横浜市長 山中 竹春

許可の年月日

令和7年4月1日

許可の有効年月日

令和14年3月31日



1. 事業の範囲

中間処理

- (1) 焼却: 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん 以上13種類
 - (2) 中和: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
 - (3) 破碎: 汚泥 (処分する容器の内容物、廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る)、廃酸 (処分する容器の内容物に限る)、廃アルカリ (処分する容器の内容物に限る)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、がれき類 以上11種類
 - (4) 還元: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
 - (5) 不溶化: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類
 - (6) 切断: 廃プラスチック類、金属くず 以上2種類
 - (7) 混練・不溶化: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類 (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む) 以上4種類
 - (8) 脱水: 汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類
- (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

横浜市鶴見区弁天町3番地1 ケミカル工場

処理施設の概要

(1) 中和施設 4基

ア 中和1施設 (696.0m³/日) 設置年月日: 平成8年12月9日 許可年月日: 平成27年10月27日 許可

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

番号：10101号 WEBダウンロード版

- イ 中和3施設 (348.0m³/日) 設置年月日：平成24年8月20日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10328号
- ウ 中和5施設 (還元施設と同一) (87.3m³/日) 設置年月日：平成27年11月4日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10350号
- エ 中和6施設 (不溶化1施設と同一) (145.2m³/日) 設置年月日：平成27年11月4日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10351号
- 産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(2) 中和施設 3基

- ア 中和2施設 (190.0m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10104号
- イ 中和4施設 (223.0m³/日) 設置年月日：平成24年8月20日 許可年月日：平成24年8月2日 許可番号：10329号
- ウ 中和7施設 (72.0m³/日) 設置年月日：平成27年11月4日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10349号

産業廃棄物の種類：汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類

(3) 還元施設 (中和5施設と同一) 1基 (87.3m³/日)

設置年月日：平成9年1月28日

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(4) 不溶化1施設 (中和6施設と同一) 1基 (145.2m³/日)

設置年月日：平成9年1月28日

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む) 以上3種類

(5) 不溶化2施設 (混練・不溶化施設と同一) 1基 (16.0m³/日)

設置年月日：平成9年1月28日

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類

(6) 破碎1施設 1基 (46.7t/日)

設置年月日：令和4年7月4日

産業廃棄物の種類：汚泥 (処分する容器の内容物に限る)、廃酸 (処分する容器の内容物に限る)、廃アルカリ (処分する容器の内容物に限る)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6種類

(7) 混練・不溶化施設 (不溶化2施設と同一) 1基 (10.4t/日)

設置年月日：平成24年6月14日

産業廃棄物の種類：汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類 (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む) 以上4種類

(8) 脱水施設 4基

- ア 脱水1施設 (461.52m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10102号
- イ 脱水2施設 (461.52m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10103号
- ウ 脱水3施設 (420.96m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10104号

可番号：10105号 WEBダウンロード版

エ 脱水4施設 (380.4m³/日) 設置年月日：平成8年12月9日 許可年月日：平成27年10月27日 許可

番号：10106号

産業廃棄物の種類：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む） 以上1種類

(9) 脱水5施設 1基 (192.0m³/日) 設置年月日：平成21年7月21日 許可年月日：平成27年10月27日 許可番号：10296号

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

(10) 破碎11施設 1基 (5.76t/日)

設置年月日：平成26年10月21日

産業廃棄物の種類：金属くず（廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む） 以上2種類

(11) 破碎3施設 1基 (15.2t/日)

設置年月日：平成28年4月15日

産業廃棄物の種類：汚泥（廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る）、金属くず（廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る） 以上2種類

(12) 切断1施設 1基 (48.96t/日)

設置年月日：平成29年7月7日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（廃バッテリーに限る）、金属くず（廃バッテリーに限る） 以上2種類

(13) 切断2施設 1基 (7.68t/日)

設置年月日：令和2年8月4日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（廃バッテリーに限る）、金属くず（廃バッテリーに限る） 以上2種類

事業の用に供する施設の所在地

横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外 横浜エコクリーン

処理施設の概要

(1) 焼却施設 1基 (219.9t/日)

設置年月日：平成23年3月29日 許可年月日：平成22年5月19日 許可番号：10309号

産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん 以上13種類

(2) 破碎8施設 1基 (172.8t/日)

設置年月日：平成23年3月29日 許可年月日：平成22年5月19日 許可番号：10310号

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類

事業の用に供する施設の所在地

横浜市金沢区福浦一丁目14番5 金沢リサイクル工場

処理施設の概要

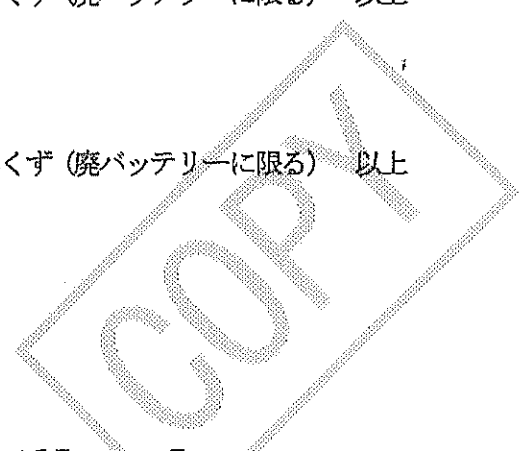
(1) 破碎14施設 1基 (10.18t/日)

設置年月日：平成28年3月31日 許可年月日：平成29年12月1日 許可番号：10370号

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

(2) 切断5施設 1基 (5.94t/日)

設置年月日：平成29年6月29日



3. 許可の条件

(1) 横浜市鶴見区弁天町3番地1（ケミカル工場）における許可の条件は次のとおりとする。

ア 中間処理（中和）に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、818.0 m^3 とする。

イ 中間処理（還元）に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、20.0 m^3 とする。

ウ 中間処理（不溶化1）に伴う産業廃棄物の保管上限は、特別管理産業廃棄物と合わせ、80.0 m^3 とする。

エ 中間処理（不溶化2）に伴う産業廃棄物の保管上限は28.8 m^3 とする。

オ 中間処理（破碎1）に伴う産業廃棄物の保管上限は213.0 m^3 とする。

カ 中間処理（混練・不溶化、破碎1 1）に伴う産業廃棄物の保管上限は180.8 m^3 とする。

キ 中間処理後の汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）の保管上限は202.2 m^3 とする。

ク 中間処理（破碎3）に伴う産業廃棄物の保管上限は67.6 m^3 とする。

ケ 中間処理（切断1、切断2）に伴う産業廃棄物の保管上限は95.0 m^3 とする。

コ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理（切断1、切断2）する前の廃バッテリーの保管上限は200.6 m^3 とする。

サ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理（不溶化2）する前の汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）の保管上限は36.0 m^3 とする。

シ 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理（破碎1）する前の容器入り廃飲料の保管上限は105.6 m^3 とする。

ス 横浜市鶴見区末広町二丁目1番1において、中間処理（破碎3）した後の廃アルカリ乾電池及び廃マンガン乾電池の保管上限は113.4 m^3 とする。

(2) 横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外（横浜エコクリーン）において、中間処理（焼却、破碎8）に伴う産業廃棄物の保管上限は3,310.37 m^3 とする。

(3) 横浜市金沢区福浦一丁目14番5（金沢リサイクル工場）において、中間処理（破碎14、切断5）に伴う産業廃棄物の保管上限は243.76 m^3 とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 4 月 1 日 新規許可

令和 7 年 4 月 1 日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無